

4 家庭のルールを決めましょう

ご家庭で話し合ってインターネットの使い方ルールを決めて、みんなで守りましょう。ルールが窮屈に感じているようなら、その都度話し合って調整しましょう。

POINT!

家庭内のコミュニケーションがまず基本です！
日頃から、お子様との会話を大切に!!



我が家のルールを決めましょう。

- 作成.....年.....月
-
 -
 -
 -

ルールを守るために保護者が気を付けること

- 保護者がまず率先してルールを守り、お手本になりましょう。
-に1度、お子様と一緒に利用状況を確認しましょう。
- 困ったときの相談先を決めておきましょう。(相談相手.....)
- お子様のご成長に合わせてルールやフィルタリングの設定を見直しましょう。

5 いざという時の相談窓口

保護者やお子様ที่困ったときの相談窓口

#9110
最寄りの警察署または警察相談専用電話
#9110は、発信地を管轄する警察本部等の総合窓口へ接続されます。生活の安全に関わる悩みごと、困りごとなど、緊急ではない相談の窓口です。(受付時間:24時間)

188
消費者庁 消費者ホットライン
商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどに対し、専門の消費生活相談員などが相談を受け付ける窓口です。

0120-0-78310
24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)
インターネット上のいじめ問題などの相談窓口です。(受付時間:24時間)

違法・有害情報相談センター
インターネット上の違法・有害情報に関する相談をWebフォームで受け付ける窓口です。
<http://www.ihaho.jp/>



お子様も安心して相談できる相談窓口

0120-99-7777
チャイルドライン
(NPO法人チャイルドライン支援センター)
18歳までの子供専用の相談窓口です。
電話、インターネットで相談を受け付けています。<http://www.childline.or.jp>
(受付時間:毎週月曜日～土曜日/16時～21時)



0120-007-110
子どもの人権110番(法務局・地方方法務局)
インターネット上の嫌がらせなどの子供の悩みごとに関する相談窓口です。全国共通・通話料無料。
(受付時間:平日8時30分～17時15分)

子どもの人権SOS-eメール
電話では相談しづらいことなら、メールでも相談を受け付けています。
<http://www.jinken.go.jp/>



ご家庭のみんなが見る場所などに、このページを貼っておきましょう。

ネットの危険からお子様を守るために 今、保護者ができること

1 青少年を取り巻くインターネットトラブルとは?



事例1 スマートフォンの使いすぎで、生活リズムが乱れたままだ。

スマートフォンでできることは、子供にとって魅力的。でもスマートフォンが気になるあまり、日常生活に支障が出てしまうことも少なくありません。



事例2 何気ない言葉で、思わぬトラブルに発展!?

瞬時にやりとりする文字だけの会話では、気持ちが通じず仲間はずれになるなど、大人の目が届きにくいところでトラブルに発展しがちです。



事例3 ネットに流れた情報は回収が困難!

自撮り画像や、安易な気持ちで送った悪ふざけ画像。ネットに一度でも流れると、すべてを回収・削除することは事実上、不可能です。



*だまされたり脅されたりして、子供が自分の顔を撮影させられた上、SNS等で送信させられる被害が増えています。

事例4 ネットだけでは相手の本当の姿はわかりません。

ネットで知り合った人を簡単に信用し、実際に会う約束をして、取り返しのつかない事件や犯罪に巻き込まれてしまった子供もいます。



事例5 保護者に内緒で課金、物を売買!

ゲームで高額な課金、オンラインショッピングサイトでの詐欺被害など、お金に係わるトラブルも起きています。人気のフリマアプリでも、保護者の物を勝手に売る、買い手に個人情報悪用される等の問題が生じています。



このようなトラブルや犯罪被害を防止するには?

▶▶▶ くわしくは次ページへ!

2 家庭のルールを考えましょう

インターネットを安全かつ適切に利用するためには、お子様の年齢や力量に合わせた手助けが必要です。そこで、お子様の能力・発達および日常生活に見合ったインターネットの使い方を、ご家庭で考えてみましょう。

重要なのは、お子様が納得できるルールを決めること。また、ルールを守れなかった時のための対応も話し合っておきましょう。

STEP 1 初めてのインターネット期

サイトや動画の閲覧のみ許可し、SNS等は禁止



利用時間を家庭で決める

生活のルールやリズムを守ることを前提に、利用時間をご家庭で話し合ってください。インターネットを見て楽しめます。この段階では閲覧のみに制限しましょう。

各段階でのルール例

- ゲームとネットを合わせて、使っているのは1日__分までです。
- 保護者にことわって、近くで使います。食事中や車の中では使いません。
- 夜__時以降は使いません。リビングで充電します。

STEP 2 インターネットレベルアップ期

家族間に限って、メールの利用を認める



家族限定でコミュニケーション

利用時間のルールを守れ、使い方にも慣れたら、家族間でメールをやりとりしてみましょう。文章の書き方など、上手な気持ちの伝え方をアドバイスしましょう。

- 家の中ではリビングで使います。
- 話しかけられたら手を止め対応します。
- 決まった人からのメール以外、返信やアクセスはしません。
- 変わったことや困ったことが起きたら、すぐに相談します。
- 公共の場で利用する時は、ルールやマナーを守ります。

STEP 3 SNSデビュー期

顔を知っている友人や知人に限定してメールやSNSの利用を認める



友人知人とのやりとりもチェックを

メールの利用に慣れたら、仲の良い友人や知人に限り、SNSやメールを許可します。家庭内のコミュニケーションを保ち、ときどきやり取りの様子を見せましょう。

- 自分や友だちの個人情報(名前・住所・学校名など)、写真はネットに公開しません。
- メールやSNSは実際に会ったことのある友だちだけにします。
- 自分が言われて嫌な事や悪口はSNSやメールで送れません。
- 目的をもって利用します。目的を終えたらスマホから手を放します。

STEP 4 SNSレベルアップ期

ネットを介して知り合う人とのコミュニケーションを認める



自由に楽しませつつも見守りを

家庭のルールや社会規範に加え、ネットの特性を理解できる段階になれば、広く活用を許可しましょう。ただし、危険な行為や、犯罪に巻き込まれることを防ぐため、使い方を把握し、必要な注意やアドバイスをすることが大切です。

- ネットやSNSで知り合った人とは直接会いません。
- ネットで買い物やお金のやり取りをする時は、保護者の許可を得ます。
- ネット上に公開する内容は、送信前にしっかり見直します。
- 他人にIDやパスワードは絶対に教えません。
- 毎月の通信量(料)をチェックし、計画性をもって利用します。

3 フィルタリングを上手に活用しましょう

フィルタリングについて、法律が改正されました。

青少年インターネット環境整備法が平成29年6月に改正され、携帯電話会社(格安スマートフォン会社(MVNO)も含む)と契約代理店に対し、新規の携帯電話回線の契約時および機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に次のような義務が新たに設けられました。

新規契約または機種変更等する場合

保護者の皆様は、使用者が18歳未満の場合、その旨を申し出て、フィルタリングを利用しましょう。

店側の義務

①青少年確認

契約締結者、携帯電話端末の使用者(締結者が成人の場合)が18歳未満か確認します。

②フィルタリング説明

・青少年有害情報を閲覧する恐れ
・フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に対し説明します。

③フィルタリングソフトウェアやOSの設定

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングをできるようにします。



保護者の役割

①18歳未満が使用者である旨を申し出ましょう。

②フィルタリングの説明を受けましょう。

③フィルタリングを使えるようにしてもらいましょう。

フィルタリングは、有害情報やうっかりアクセスによるトラブルからお子様を守ります。



既にお子様スマートフォンを利用している場合

フィルタリングは名称が統一され、わかりやすく、簡単に便利に！すぐに活用してみましょう。

平成29年3月より、NTTdocomo、au(KDDI)、SoftBankのフィルタリング名称が「あんしんフィルター」に統一されました。

「あんしんフィルター」はお子様の年齢や使い方、判断力に応じて、4段階の中からフィルタリングレベルを選ぶだけ。レベルの変更や、利用したいサイト・アプリごとの許可(追加)、ON/OFFの切り替えも簡単にできます。

携帯電話会社が提供するフィルタリングサービス

OS	Android	iOS (iPhone/iPad)
利用目的	Web閲覧	アプリ
機能制限方法	NTT docomo/au(KDDI)/SoftBank ロゴマーク あんしんフィルター for(企業名・ブランド名)	端末の機能制限

※具体的な設定方法は、各通信会社のホームページや契約代理店窓口でお確かめ下さい。

格安スマートフォン(MVNO)の注意点

事業者ごとにフィルタリングのサービス内容や費用が異なります。

各社のサービス内容を確認し、適切な対応を！

※MVNO 他社の設備を借りて音声通信やデータ通信のサービスを提供する事業者のこと。



CHECK!



小学生のみなさん！ 生活のきまりをまもりましょう

警視庁
世田谷署
少年係

みんな仲良く！

友だちをいじめたり、暴力をふるっては
いけません。悪口を言うことも、「言葉の
暴力」となるので言うてはいけません。
無視したり、仲間はすれもいけません。
遊びのつもりでも、相手はとても悲しく、
傷ついています。相手の気持ちを考えて行動しよう。



交通ルールを守ろう

☆道路を歩く時は・・・

歩道を歩こう。歩道がないときは、
道路の右はしを歩こう。



☆道路を渡る時は・・・

横断歩道や信号機のあるところを渡ろう。

☆外で遊ぶ時は・・・

道路に飛び出したり、道路で
遊ぶのは危険だからやめよう。



タバコ、お酒は20歳から

☆タバコ、お酒の害

タバコ、お酒には、様々な有害物質が
含まれています。

未成年がタバコを吸ったりお酒を
飲んだりすると、身体の成長を止めて
しまったり、病気になつたりします。



みせいねんしやくつえんきんしほう みせいねんしやくいんしやくきんしほう

☆未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法

未成年のタバコ、お酒は、法律で禁止されており、

20歳からと決められています。

みんなの身体を守るためにも
法律を守ろう。



自分の物と人の物のケジメをつけよう

☆万引きは**犯罪**です！

自分が万引きをしなくても、

- ・万引きを見張ること
 - ・万引きした物をもらうこと
- も犯罪になります。



☆自分の物と人の物のケジメをつけよう。

友だちの物を勝手に使ったり、
持って行ったりしてはいけません。



インターネットを正しく使おう

ネットルールを作ろう

☆あなたは大丈夫？

最近、**ネット依存**が増えています。
常に携帯を持っていないと落ち
着かない、夜遅くまで携帯を
いじっていて寝不足になる、授業中
に眠くなり成績が落ちるなど、
普段の生活にも影響を
及ぼします。そうなら
ないために、親子で
ネットルールを作ろう。



危険を知ろう

☆インターネットは便利だけど・・・

インターネットの向こう側には、
いい人も悪い人もいます。
自分や友達住所、名前、電話
番号、写真などを簡単にインター
ネットに載せてはいけません。
また、無料という言葉にだまされ
危険なサイトにつながって
しまうこともあります。
被害にあわないために、
フィルタリングをかけよう。



犯罪になる！？

☆書き込みに気をつけよう
インターネットに悪口や
犯行予告を書くと、
脅迫や名誉き損などの
犯罪になることがあり
ます。絶対に書き込ん
ではいけません。



みんなが楽しく安全に毎日を送るために、
ルールを守って生活しましょう。
困った事があつたら、大人に相談してね！



1 自撮り画像を送信してしまい...

女子中学生は、SNSで知り合って仲良くなった人から顔写真を送るように頼まれ、自分で撮って送った。その後、要求はエスカレートし、裸の写真まで送らされてしまった。その写真がネット上で拡散されている。



一度流出した画像の削除はとても難しいです。まずは相談してください。

3 男子も被害に!

男子中学生は、共通の趣味の大人と会い、趣味に関するレアなアイテムをくれると約束してくれたので、相手が望むままに男性器を触られたり性的な行為をされた。



性被害にあっているのは女子だけではありません。

こんな性被害に悩んでいませんか?

何気ない日常生活の中で、性被害の魔の手が近づいてきて...

2 本当にモデル?

女子高校生は、モデルとしてスカウトされ、指定された日に撮影現場に行くと裸同然の写真を撮られた。こんなはずではなかったが、契約違反になると言われて断れなかった。



親の同意がない未成年者の契約は無効です。その場合、破棄できる可能性があります。

4 JKビジネス

女子高校生は、バイト代がいいからと友人に誘われて、JK コミュでアルバイトを始めた。店長から、「客が望めば個室で性的サービスをするように」と言われ、嫌だったが、客に体を触られることも我慢した。



自分が被害者と気が付いていない場合もあります。

5 家族からの性的被害

女子中学生は、小学生のころから父親に性的な行為を要求されていた。父親に逆らうと生活できなくなるとして誰にも相談できずにいた。



家族からの性的被害は相談しづらいかもしれませんが、でも、あなたは悪くありません。匿名で相談できる窓口もあります。

支援内容 こんな「支援」であなたをサポートします。

相談の受付	◆性的な被害にあった。 ◆誰にも言えない。 ◆契約違反と言われてどうしていいかわからない。など	警察官や法律の専門家等による相談の受付、対処方法等に関するアドバイス	A
カウンセリングなど	◆今の自分が嫌い。 ◆普通の生活が送れない。 ◆不安な気持ちに押しつぶされそう。など	警察の少年補導職員や児童相談所の児童心理司等の専門家によるカウンセリング、立直り支援のための各種活動への参加支援	B
安全な居場所の確保	◆自宅に帰ることができない。 ◆居場所がない。 ◆どこか安全な場所に避難したい。など	婦人相談所や児童相談所での一時保護、避難できる民間団体等の紹介	C
医療機関の受診援助	◆もしかしたら妊娠したかもしれない。 ◆性病をうつされたかもしれない。 ◆病院に行きたいが一人では行く勇気がない。など	病院を紹介したり、一緒に病院に付き添うなどの受診に関する援助	D
画像等の削除	◆自分の性的な画像がインターネット上に流れている。 ◆SNSで写真が拡散された。など	削除依頼方法の助言等必要な支援(早く対処することで拡散を防ぐことができる場合があります)	E

アルファベットは、右記相談窓口に対応しています

相談窓口 安心して相談できる窓口があります。まずは相談を。

各相談窓口では、それぞれの専門家があなたの話を聞いてくれて、適切なアドバイスをしてくれたり、対処方法を一緒に考えてくれたりします。あなたの未来を守るためにも、一人で悩まず相談してください。(匿名での相談が可能な窓口もあります)

1. 警察 ABDE <input checked="" type="checkbox"/> 最寄りの警察署...警察署に直接ご相談ください。 <input checked="" type="checkbox"/> 警察相談専用電話 #9110 (最寄りの警察本部の相談窓口につながります) ※受付時間は各都道府県警察により異なります。執務時間以外の場合は当直または音声案内で対応する場合があります。 <input checked="" type="checkbox"/> 少年相談窓口 <input type="text" value="少年相談窓口"/> 検索 http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm ※受付時間は各都道府県警察により異なります。 <input checked="" type="checkbox"/> 性犯罪被害相談電話 #8103 (ハートさん) (最寄りの警察本部の相談窓口につながります) ※受付時間は各都道府県警察により異なります。執務時間以外の場合は、当直または音声案内で対応する場合があります。 <input checked="" type="checkbox"/> 匿名通報ダイヤル 0120-924-839 (受託業者が被害内容を聞いて、警察に伝えてくれます) ※受付時間...平日9:30~18:15 モバイルサイト http://www.tokumei24.jp/ ※24時間オンライン受付	2. 婦人相談所 ABCD http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/02.html <input type="text" value="婦人相談窓口"/> 検索
3. 児童相談所 ABC 児童相談所全国共通ダイヤル「189」 (最寄りの児童相談所につながります) ※受付時間...24時間	4. 日本司法支援センター (法テラス) A 0570-079714 (なくこたないよ) IP電話からは 03-6745-5601 ※受付時間...平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00
5. 法務局 A 子どもの人権110番 (最寄りの法務局・地方法務局につながります) 0120-007-110 ※受付時間...平日8:30~17:15	6. 違法・有害情報相談センター (総務省支援事業) E http://www.ihaho.jp <input type="text" value="違法・有害情報相談センター"/> 検索 ホームページ上で利用登録を行い、その後に相談フォームから相談ができます。※24時間オンライン受付

NPO 法人や民間団体の相談窓口もあります

チャイルドライン 18歳以下の青少年対象の相談窓口
☎ **0120-99-7777** 受付時間…月曜日～土曜日 16:00～21:00

ライトハウス 18歳以上の青少年対象の相談窓口
☎ **0120-879-871** 受付時間…平日 10:00～19:00
通話代無料 / 匿名可

LINEによる相談 LINEのID:LH214
メールによる相談 メールアドレス:soudan@lhj.jp



このほかにも多くの民間支援団体が被害者に寄り添った活動を行っているほか、地域によっては相談、医療受診、カウンセリング等必要な支援を一カ所で行う「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」があります。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/pdf/one_stop.pdf

※受付時間は各機関により異なります。

ワンストップ支援センター

検索



自分に合った相談先を見つけて、相談してください！



保護者の方へ

家庭のルール

家庭内での早期発見・早期対処が子供の未来を救います！

性被害等から子供を守るために、日頃から家庭内でコミュニケーションをとり、性被害の危険性を教えること、子供の異変やSOSにいち早く気が付くことが大切です。異変を感じたら、保護者の方もご相談ください。



以下の点をお子さんと一緒にチェックしてみましょう

《スマートフォンに関する注意点》

- フィルタリングを設定し、家庭のルールを作っているか。
- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者で確認しているか。
- 個人を特定される情報を書きこんでいないか。
- 知らない人とSNSやメールのやり取りをしていないか。
- どんな理由でも裸や下着姿の写真は撮らない、撮らせないよう指導しているか。

《生活一般に関する注意点》

- 持っているはずのない大金や高価な物を持っていないか。
- アルバイト先、アルバイト内容を実際に確認しているか。
- 契約書へサインを求められても、保護者に相談するまではサインしないように伝えているか。
- 理由は不明で、生活のリズムが急に不規則になっていないか。
- 家出や夜間外出の兆候はないか。
- 子供にとって家庭が安心して生活できる居場所になっているか。
- 困ったことがあれば、必ず保護者に相談するようにしているか。

あなたへの
メッセージ

このリーフレットは、性被害にあって一人で悩んでいる子供に対し、警察をはじめ様々な機関等で受けることができる支援の内容や、相談できる窓口を知ってもらい、少しでも安心して生活できるようになってほしいという願いから作成したものです。あなたは一人ではありません。

まずはあなたの話を聞かせてください。何ができるか一緒に考えましょう。

あなたは悪くない！

モデルのアルバイトしない？

JKビジネス

リベンジポルノ

写真をネットにばらまくぞ

性的虐待

写真はいいのに動画は嫌なの

児童買春

お金あげるから

お母さんに知られると大変だよ...

今のままで...いいの？
本当に大丈夫？

あなたはこんな状態から抜け出したい？

今の状態から抜け出すために、ぜひ相談を！

警察庁

☆ こころの東京革命 × ファミリーeルール

東京都がお勧めするファミリーeルールづくり 3つのコツ

① 小さく具体的で守りやすいルール

ルールを作る際は「夜8時以降は、ケータイを親に渡します。」など、小さく具体的で守りやすいルールを作成してみましょう。

② 子供自身にルールを宣言させましょう

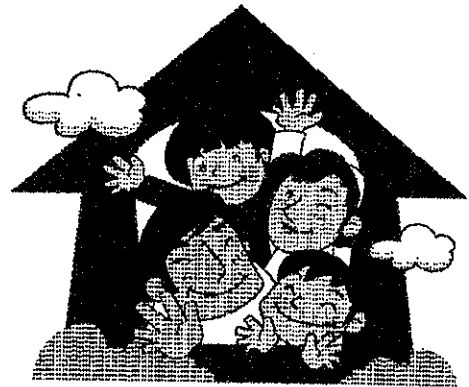
ルールを作成する際は、親が一方的に子供に押し付けるのではなく、親子の共通理解のもとに子供自身にルールを宣言させることが大切です。ルールを守る意識は自分で宣言するからこそ意味があります。親は子供の宣言をしっかり見守るようにしてください。

子供自らルールを宣言することが難しい年齢のお子さんの場合、親がいくつかルールを設定してあげてその中から選べるようにすると良いでしょう。

③ ルールを二重構造にしておきましょう

ルールを宣言すると同時に、もし子供が宣言したルールが守れなかった場合のルール（メタルール）も決めておきましょう。これは罰則ではなく、約束を破ったときに自ら責任を取るためのものです。メタルールは必ず守らせましょう。ルール作りを二重構造にすることで、家庭のルールの効果がぐんとあがるはずです。

ファミリーeルールホームページ
<http://www.e-rule.jp/>
 ファミリーeルール 公式 Twitter アカウント
 @tokyo_erule



子供のネットやケータイのトラブル相談は「こたエール」へ

【電話番号】0570-783-184

月～金：9:00～18:00 土：9:00～17:00（祝祭日除く）

【インターネット相談】<http://www.tokyohelpdesk.jp/>（24時間受付）





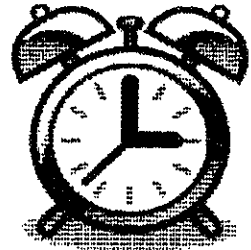
作ってみよう！ファミリールール

使用するインターネット機器を当選しましょう：

の使用についての宣言書

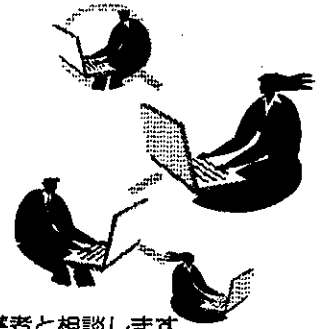
使い方や時間などのルール

- わたしは、毎日 時 分以降は、機器を保護者に預けます。
- わたしは、毎日 分間しか使わず、それ以降は機器を保護者に預けます。
- いつでも保護者が内容を確認できるようにします。
-



コミュニケーションのルール

- わたしは、たとえ冗談でも、人の悪口や人が気を悪くするような事柄をネットで発信しません。
- わたしは、自分や友だちの個人情報（写真を含む）を、ネットに登録したり公開したりしません。
- わたしは、知らない人からのメッセージや、正確かどうか分からないメッセージを転送しません。
- わたしはネットで、知らない人とコミュニケーションをとりません。
- わたしはネットで知り合った人に、自分の連絡先等を教えません。
- わたしはネットで知り合った人と、実際に会うことはしません。
-



サイトのアクセスやアプリ、料金などのルール

- わたしは、見たいサイトがあったら、見る前に保護者と相談します。
- わたしは、有料無料に関わらず使いたいアプリがあったら、ダウンロードする前に保護者と相談します。
-

もし守れなかったら……

-
-
-
-



守れているかな？○×をつけよう！

宣言した日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

1週間後	2週間後		

わたしの署名： _____

保護者の署名： _____



平成30年2月28日

PTA 会員各位

多聞小学校 PTA 会長 酒井幹郎

成人教育委員会委員長 佐野直子

ふれあい

平成29年度 年間テーマ 親子で共に 輝きを
NO.7

第3回 家庭教育学級（セーフティ教室）の報告 —講演テーマ「東京都のネット・ケータイ安全講座」—

2月10日（土）に開催いたしました標記の家庭教育学級について、下記のとおり、講演内容及びご参加いただいた皆様の感想等をご紹介します。
お忙しい中、ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。

記

【講師】

東京都 こころの東京革命 ファミリーeルール事務局 小林大祐 様
警視庁世田谷警察署スクールサポーター 築山正明 様

【講演内容】

ファミリーeルール事務局小林様からは、子どもがネットやスマホを使用するにあたって、子どもを被害者や加害者にさせない、また、ネット依存症にさせないための方法として、

- 1 小さく具体的で守りやすいルールを作ること（例えば、夜8時以降は、ケータイを親に渡すなど）
- 2 子ども自身にルールを宣言させること
- 3 ルールを二重構造にすること（子どもが宣言したルールを守れなかった場合のルールを決める。これは、罰則ではなく、約束を破ったときに自ら責任をとるためもの）

以上、3点を意識して家庭のルールを作ることが大切であること等を講演していただきました。

また、スクールサポーター築山様からは、子どもが巻き込まれたネット被害を具体的にお話しいただきました。

【感想（アンケートより抜粋）】

- ・子どもが嫌な思いをしないため、また、犯罪に巻き込まれないために、家族の中でよく話し合い、大人がしっかり見守っていくことが大切と感じました。
- ・家庭内のルール作りを考える良い機会となりました。
- ・中学生になる子どもにスマホを与えるか否かについて、反対でしたが、ルールや本人の意思に耳を傾けつつ、根本から話し合ってみようと思いました。

【相談窓口】

○子どものネットやケータイのトラブル相談「こたエール」

0570-783-184 受付時間 月～金：9:00～18:00 土：9:00～17:00（祝祭日は除く。）

<http://www.tokyohelpdesk.jp/>（24時間受付）

○警察

- ・最寄りの警察署

警察署に直接ご相談ください。

- ・警察相談専用電話 **#9110**

執務時間以外の場合は当直または音声で対応する場合があります。

- ・少年相談窓口

<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>

- ・性犯罪被害相談電話 **#8103**（ハートさん）

最寄りの警察本部の相談窓口につながります。

執務時間以外の場合は、当直または音声案内で対応する場合があります。

- ・匿名通報ダイヤル

0120-924-839 平日 9:30～18:15

受託者が被害内容を聞いて、警察に伝えてくれます。

モバイルサイト <http://www.tokumei24.jp/> 24時間オンライン受付

○婦人相談所

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/02.html

○児童相談所

児童相談所全国共通ダイヤル「**189**」 受付時間 24時間

最寄りの児童相談所につながります。

○日本司法支援センター（法テラス）

0570-079714（なくことないよ）

IP電話からは **03-6745-5601** 受付時間 平日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00

○法務省 子ども人権110番

0120-007-110 受付時間 平日 8:30～17:15

最寄りの法務省・地方法務局につながります。

○違法・有害情報相談センター（総務省支援事業）

<http://www.ihaho.jp> 24時間オンライン受付

ホームページ上で利用登録を行い、その後相談フォームから相談できます。

○チャイルドライン 18歳以下の青少年対象の相談窓口

0120-99-7777 受付時間 月～土：16:00～21:00

○ライトハウス

0120-879-871 受付時間 平日：10:00～19:00

LINEによる相談 LINEのID：LH214

メールによる相談 メールアドレス：soudan@lhj.jp